

第 35 回日高市民まつり市制施行 35 周年記念ナイトフェスティバルドローンショー実施業務仕様書

1 業務の目的

本業務は、市制施行 35 周年記念ナイトフェスティバル～光と音のドローン&ダンスショー～の実施により、市民の郷土愛及び一体感を醸成するとともに、協賛企業との連携による地域の賑わい創出及び地域活性化につなげることを目的とする。

2 業務名

第 35 回日高市民まつり市制施行 35 周年記念ナイトフェスティバルドローンショー実施業務

3 委託期間

契約締結日から令和 8 年 11 月 30 日（月）まで

（事前打合せ、準備、各種申請、演出調整、リハーサル、設営・撤収、実績報告等を含む）

4 ドローンショー実施日時

令和 8 年 11 月 14 日（土）

1 回目 午後 6 時から午後 6 時 15 分まで

2 回目 午後 7 時から午後 7 時 15 分まで

※ドローンショーは約 15 分間を 2 回実施

※天候不順の場合は、事前撮影した映像を屋内で上映予定

5 実施場所（予定） 別紙「参考」を参照

発着場所 日高市大字南平沢地内

太平洋セメント株式会社埼玉工場グラウンド

飛行場所 発着場所上空とその周辺

観覧場所 日高市大字南平沢 1010 番地

日高市文化体育館「ひだかアリーナ」とその周辺

※日高市文化体育館「ひだかアリーナ」2 階テラスから見切れることのないこと

6 業務内容

受託者は、上記「1 業務の目的」を踏まえ、次のとおりドローンショーを企画・演出・運営すること。

（1）ドローンショーの企画・演出・運営

①日高市民まつり実行委員会が示すテーマに沿って、ドローンによる造形や音楽など

ショー全体の演出を行うこと（初回打合せ：契約締結日から1週間以内に実施予定）。

②プログラム内容については、日高市民まつり実行委員会の意見を十分に反映できるように打合せ協議を踏んで企画すること。

③企画に際しては、事前に現地調査を行い、ロケーションや立地環境を十分に理解した演出内容とすること。

④協賛企業のロゴや企業名を入れたアニメーションを最大5パターン作成すること。

⑤オリジナルアニメーションの作成を基本とすること。

⑥観覧場所から視認しやすい演出とすること。

（2）ドローンの運用

①ドローンショーに使用する機体は300機以上とすること。また機体トラブルに備えた予備機を用意すること。

②1回当たりの時間は15分程度とし、午後6時からと午後7時からの2回実施すること。

③当日は、必要十分なスタッフ配置の下、ドローンのオペレーションを行うこと。

④ドローンショー実施時に想定されるリスクを洗い出し、安全対策を講じること。また、これまで他地域でショーを開催してきた知見から、主催者側で必要とされる安全対策があれば提案すること。

⑤ドローンの飛行に必要な航空法に係る申請手続きを行うこと。その他各種手続きについて、必要と思われるものがあれば主催者に助言すること。

（3）設営及び撤収

①以下に示す主催者側が用意する機材・人員以外で、当日のドローン飛行に必要な資源については受託者の費用負担で用意すること。

アリーナ観覧席における音響設備、警備員（北側道路規制） 2名程度

②本番終了後は速やかに撤収すること。その際は原状復帰を行うこと。

（4）業務完了後の手続き

①業務完了後は速やかに業務完了報告書（任意書式）を提出すること。

②報告書提出後、委託料を支払うものとする。

（5）その他

①ドローンショー開催日以前の11月5日（木）までに日高市外で最低1回のリハーサルを行うこと。

②リハーサル実施内容は、本番と同様の内容とし、1回目、2回目を分けて動画撮影を行うこと。また、協賛企業のアニメーション単体の動画撮影を行うこと。

③ドローンショー開催日以前の11月12日（木）（天候不順等の場合は、11月13日（金））に現地でテスト飛行を行うこと。

④屋外で実施不可の場合は、屋内において本番と同様の内容の事前撮影動画を上映す

ることなるため、必要な助言をすること。

⑤受託者は本業務の実施にあたり、その責めに帰すべき事由により、委託者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負うものとする。

7 特記事項

- (1) 実施内容等は、委託者と十分協議をしながら事業を進めること。
- (2) 委託者の求めに応じて、随時、業務の進捗及び成果が分かる報告を行うこと。
- (3) 事業は委託者との調整の中で変更等があり得る。それに伴う仕様の変更、委託料の変更等については、委託者と協議の上、対応すること。
- (4) 契約履行過程で生じた成果物等は委託者に帰属し、委託者による自由な加工・二次使用ができることとする。
- (5) 業務の遂行にあたり発生した事故等は、受託者の責任で対処すること。ただし委託者とその損害を委託者の責めに帰する事由により発生したものと認めた場合は、委託者もその損害を負担するものとし、負担額は委託者と受託者の協議で決定する。
- (6) 本業務を遂行する上で知り得た情報は、委託者の承認を得ることなく第三者に漏らしたり委託業務以外の目的に使用しないこと。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (7) 仕様書にない項目で疑義が生じた場合は、その都度委託者と協議すること。

8 報告書の提出

- (1) 報告書（記録写真・動画等含む）
 - ・紙媒体 1部
 - ・電子媒体(PDF 及び Word 等編集可能な形式) 1部
- (2) 納入場所
〒350-1292 埼玉県日高市大字南平沢 1020 番地
日高市役所産業振興課内
日高市民まつり実行委員会



※飛行エリアは、図面の条件を勘案し提案すること。